

【簡易版】

県庁公用車に掲載する広告を募集します！

三重県では、「三重県行財政改革取組」「みえ県有財産利活用方針」に基づく多様な財源確保策の取組として、県庁公用車への有料広告事業を実施しています。

つきましては、令和7年度に公用車広告を掲載していただける広告主を下記のとおり令和6年12月9日（月）から募集します。

1 対象車両

- (1) 本庁で管理する公用車
- (2) 車種：乗用車、ステーションワゴン、貨物 ※車両の指定はできません
- (3) 1台あたり年間平均走行距離：約16,000km（令和5年度実績）
- (4) 主な走行範囲：県内全域

2 募集方法等

- (1) 募集期間：
令和6年12月9日(月)から令和7年1月31日(金)まで
- (2) 募集方法：三重県HP内の「三重県公告事業」及び管財課ページに『令和7年度「三重県公用車広告」広告主募集要項』を掲載し、公募します。
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KANZAI/HP/87208000001.htm>
- (3) 申込方法：「三重県公用車広告掲載申込書兼誓約書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、必要書類（広告のデザイン素案等）を添付し、総務部管財課（車両担当）まで持参又は郵送してください。

3 広告の掲載期間

会計年度（1年間）とし、特段の支障がない場合は、1ヵ月単位の掲載も可能です。また、2年目以降の再掲載も可能です。

4 広告掲載料

- (1) 1台あたり年額30,000円（月額2,500円×12か月）
- (2) 同一の広告主が、同一月に4台以上の公用車に掲載を行う場合は、1台あたり月額2,250円
- (3) 掲載料は掲載期間全ての金額を、一括して前納していただきます。

5 広告の掲載方法等

- (1) 掲載場所：原則、車体の両側面（2箇所・後列ドア）及び後面（1箇所）の3箇所
- (2) 掲載方法：あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く）を貼付する方法によります。
- (3) 広告作成費用、掲載（貼り付け）及び撤去（取り外し）に係る対応は広告主の負担となります。

6 広告掲載の決定方法

申込みのあった広告について、「三重県公用車広告掲載審査会」において、掲載要領、掲載基準等に基づき総合的に審査し、広告掲載を決定します。

7 申込み及び問合せ先

〒514-8570 津市広明町13番地（三重県庁行政棟1階 県民ホール奥）
三重県総務部管財課管財班（担当：奥村）
TEL 059-224-2145 / FAX 059-224-3367 / e-mail kanzai@pref.mie.lg.jp

8 広告掲載イメージ（ステーションワゴン(1BOX)タイプの例）

○側面（左右2箇所）



○後面（1箇所）

